

朝日町公共施設LED化推進事業
公募型プロポーザル
事業仕様書及び募集要項

令和8年5月

朝日町

朝日町公共施設LED化推進事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種
手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

応募する際は、当事業仕様書及び募集要項及び機器・工事仕様書を厳守すること。

1 事業の目的

朝日町公共施設の照明のLED化を推進することにより、町の事業活動における消費電
力量及び環境負荷の低減を図る。

なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れ
ている提案者に実施させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業概要

(1) 事業名称

朝日町公共施設LED化推進事業（以下「本事業」という。）

(2) 履行場所

朝日町内各公共施設（別紙1参照）

(3) 器具種別及び対象箇所

既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）による

(4) 契約方式

賃貸借契約 期間10年（120カ月）

対象施設毎の契約期間は別紙1を参照

※1 賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

※2 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

(5) 賃貸借期間（予定）

グループ①：令和 9年 4月 1日～令和19年 3月31日

グループ②：令和 9年11月 1日～令和19年10月31日

グループ③：令和10年 4月 1日～令和20年 3月31日

(6) 予算額

289,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※1 消費税額及び地方消費税額は10%とする。

※2 契約期間内に税制度の変更があった場合、その変更に基づき、契約金額を変更
するものとする。

※3 本金額は、本事業に係る提案上限額であり、当町が当該金額で契約することを
約束するものではない。

(7) 事業内容

① 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

② 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事

- ③ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請
- ④ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- ⑤ 事業達成のために必要な現地調査・設計業務等
- ⑥ 施工管理及び進捗管理業務
- ⑦ 取り替えたLED照明の保守
- ⑧ 取替工事完成図書作成業務
- ⑨ 賃貸借期間終了後における賃貸借対象物件の所有権移転に関する業務

3 契約者

朝日町（以下「当町」という。）

4 発注担当課

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地

朝日町役場 管理サポート課（担当：種村）

電話：059-377-5195

FAX：059-377-5196

電子メール：kanri@town.asahi.mie.jp

5 参加形態

本事業に参加しようとする者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。なお、想定する構成員については、次のとおりとする。

- (1) リース役割：契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う事業者
 - (2) 施工役割：工事に関する業務を実施する事業者
 - (3) 機器納入役割：使用する主な機器を製造し、その性能等の責を負う照明機器製造業者
 - (4) 調査設計役割：調査・設計業務を実施する事業者
 - (5) その他の役割：上記(1)~(4)以外の本事業に必要とされる事業者
- ※1 グループの代表者はリース役割会社とする。
- ※2 リース役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

6 応募条件

- (1) 代表者であるリース役割の事業者は公告の日において朝日町入札参加資格者名簿において、（大分類）リース・レンタル（中分類）リース・レンタルに登録された者であること。

- (2) 施工役割の事業者は、公告の日において朝日町入札参加資格者名簿（業種）電気工事に登録された者であること。
- (3) 調査設計役割は、同種のLED照明リース事業（調査設計業務を含むLEDリース事業）における調査設計役割としての実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (5) グループ内において、事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 朝日町建設工事等資格（指名）停止措置要綱（令和2年朝日町告示第4号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 参加表明時は、応募者の各役割の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- (9) 最近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

7 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、当町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 特許権
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 当町が提供する資料の取扱い
当町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 応募者の複数提案の禁止
応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

参加表明書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。
ただし、当町が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効にする。

8 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、前記「6 応募条件」を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 現地調査及び詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、提案した内容のリース料金の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等案分して、使用機器毎の製品代・工事費の単価内訳も添付すること。

また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置工事に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施すること。また、現地調査結果に基づき「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）」を更新し、現況に即した省エネシミュレーション設計を行い、結果を速やかに発注者に報告し協議すること。

現地調査の結果、照明器具の種別、数量、施工方法等に変更が生じる場合がある。この場合、優先交渉権者が提出した内訳明細書に基づき、当町との協議により契約金額を調整するものとする。ただし、当初の提案上限額を超えない範囲とする。なお、数量増減に伴う金額調整は、優先交渉権者が提出した単価内訳書に基づき行うものとする。

また、詳細協議においては、現地調査結果に基づき、提案内容、事業費、省エネルギー効果及び維持管理効果等を総合的に確認し、当町と優先交渉権者との協議により契約

内容を確定するものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は当町と協議を行い、協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

9 事業全体スケジュール（予定）

(1) 事業スケジュール

	項目	日程
1	公告・募集期間	令和 8年 5月18日(月)～ 令和 8年 6月23日(火)
2	質問書受付期間	令和 8年 5月18日(月)～ 令和 8年 5月29日(金)
3	質問書に対する回答期日	令和 8年 6月 5日(金)
4	参加表明書提出期限	令和 8年 5月29日(金)～ 令和 8年 6月 9日(火)
5	参加資格の審査及び通知	令和 8年 6月11日(木)
6	提案書提出期間	令和 8年 6月11日(木)～ 令和 8年 6月23日(火)
7	プレゼンテーション	令和 8年 6月29日(月)
8	選定結果通知	令和 8年 7月上旬
9	現地調査等（グループ①）	令和 8年 7月～令和 8年 9月
10	契約締結～施工（グループ①）	令和 8年10月下旬～令和 9年3月下旬
11	現地調査等（グループ②）	令和 8年12月～令和9年2月
12	契約締結～施工（グループ②）	令和 9年 3月下旬～令和9年10月下旬
13	現地調査等（グループ③）	令和 9年 5月～令和 9年 7月
14	契約締結～施工（グループ③）	令和 9年 8月下旬～令和10年3月下旬

(2) 提案募集の手続き

① 事業仕様書及び募集要項等の配布

下記（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）は、当町ホームページにて配布する。下記（キ）は当町ホームページには掲載せず、参加表明をした応募者に個別に配布する。

- (ア) 事業仕様書及び募集要項
- (イ) 機器・工事仕様書
- (ウ) 提案提出書類様式一式
- (エ) 対象施設一覧（別紙1）
- (オ) 事業スケジュール（別紙2）
- (カ) 公募型プロポーザル評価基準（別紙3）
- (キ) 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）

② 事業仕様書及び募集要項等に対する質問受付・質問回答

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第14号）を使用すること。なお、受付は持参、郵送、FAX、又は電子メールとし、電話は不可とする。質問1件につき1枚とする。なお、FAX、電子メール送信の際は、件名を「朝日町公共施設LED化推進事業質問書」と記載することとし、送信後、電話で到着を確認すること。

(イ) 質問の内容

質問の内容についてはプロポーザル参加資格・募集要項・仕様書等の内容に関するもので、評価・審査や提案内容に関する質問は受付不可とする。

(イ) 受付期間

令和8年5月18日(月) から令和8年5月29日(金) 午後4時30分まで
※郵送の場合必着

(ウ) 電話受付時間

土日祝日を除く開庁日（以下、「開庁日」という）の午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後4時30分まで

(エ) 質問の提出先

「4 発注担当課」のとおり

(オ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年6月5日(金) 午後4時に当町ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送（簡易書留又は書留に限る。）する。

① 受付期間

令和8年5月29日(金) から 令和8年6月9日(火) まで
※郵送の場合必着

② 受付時間

開庁日の午前9時00分から午後4時30分 まで

③ 受付場所

「4 発注担当課」のとおり

④ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（リース役割、施工役割、機器納入役割、調査設計役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

(ウ) 商業登記簿謄本（※グループ内すべての構成員）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じること。

(エ) 納税証明書（※グループ内すべての構成員）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(オ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第3号）

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

⑤ その他

参加表明書及び資格確認書類に不備がある場合、資格要件は満たさないものとするため、留意すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、令和8年6月11日（木）に電子メールで応募者（代表者）に通知する。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「11 提案提出書類の作成方法」に従い、事業提案書を作成し、発注担当課に持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）する。

① 受付期間

令和8年6月11日（木） から 令和8年6月23日（火）まで

※郵送の場合必着

② 受付時間

開庁日の午前9時00分から午後4時30分まで

③ 提出書類

「11 提案提出書類の作成方法」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第4号）を当町に持参又は郵送で提出すること。（※郵送の場合必着）

1.0 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 機器・工事仕様書に規定する灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (2) 機器・工事仕様書に基づき、工事を遂行できること。
- (3) その他、この要項に定めるもののほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (4) 本提案における数量及び内容は、現地調査の結果により変更となる場合がある。

1.1 提案提出書類の作成方法

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを8部（正1部、副7部）提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第5号）
- ② 提案総括表（様式第6号）
- ③ 使用機器提案書（様式第7号）
- ④ 物品保守に関する提案書（様式第8号）
- ⑤ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第9号）
- ⑥ その他提案事項（様式第10号）
- ⑦ 事業効果について（様式第11号）
- ⑧ 事業費用について（様式第12号）
- ⑨ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）
- ⑩ 事業実績調書（任意様式）

(2) 作成方法

① 一般事項

- (ア) 各提案書類には、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をすること。
- (イ) 提案書提出届（様式第5号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(ウ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO2排出係数
電気	0.000421 (t-CO2・単位)

(エ) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

② 提案書提出届(様式第5号)

③ 提案総括表(様式第6号)

提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。(A4版5枚以内で記載)

④ 使用機器提案書(様式第7号)

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。(A4版20枚以内で記載)

⑤ 物品保守に関する提案書(様式第8号)

賃貸借期間中の物品保守についての提案を記載すること。(A4版5枚以内で記載)

⑥ 工事中の対応・廃棄計画書(様式第9号)

工事施工にあたり、施工計画・施工管理体制・安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、保険の補償に関する内容を記載すること。(A4版10枚以内で記載)

⑦ その他提案事項(様式第10号)

その他の提案事項について、記載すること。(A4版15枚以内で記載)

例：取替工事や運用開始を行うために工夫している点等

例：独自のノウハウや提案

⑧ 事業効果について(様式第11号)

LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出のうえ、本事業による削減効果を記載すること。削減効果の検証方法については、「(3)年間電気代削減金額等の設定」に示す。この際、調光やセンサなどの運用による更なる省エネ手法については、不確定な要素であることから、その効果を計算に含めないこと。

⑨ 事業費用について(様式第12号)

リース料の総額とともに、内訳として機器費、取替工事費及び諸経費等に分けて記載すること。

⑩ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第13号)

様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・光束値・消費電力を記載すること。

(3) 年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
① 消耗品	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）に記載された金額を固定値とする。
② 既設電気代支出金額	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）に記載された金額を固定値とする。 ※基本使用料の削減は、計算対象としない。
③ 電気代削減予定金額	②から⑥を減じて算出する。
④ 経費削減効果（メリット）	①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。
⑤ リース料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。
⑥ LED改修後電気代支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。

1.2 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定める受託候補者選定委員会が、別紙3の評価基準の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次のとおりで行う。

- ① プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。
- ② 応募者は提案書をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。
その後、受託候補者選定審査員による質疑応答を15分程度行う。
- ③ プレゼンテーションは、事前に提出した様式6号～13号の資料を用い行うこと。
- ④ プレゼンテーションは、令和8年6月29日(月)に開催する。なお、会場は朝日町役場2階の大会議室とし、詳細は応募者に別に通知する。
- ⑤ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- ⑥ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示されたエネルギー削減値が高い応募者を優先交渉権者とする。それでも決しない場合は、提案価格が低い応募者を優先し、なお決しない場合は選定委員会の協議により決定する。

- ⑦ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて当町が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。パソコンは応募者が用意することとし、接続端子等の仕様については事前に確認すること。なお、機器の不具合等により使用できない場合があるため、事前に配布済みの提案書のみでプレゼンテーションすることを想定しておくこと。また、スクリーンの使用は可能とするが、説明資料は提出済みの提案書の内容の範囲内とする。提出済みの提案書と異なる内容が確認された場合は、当該部分は評価の対象としない。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、当町のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる場合

1.3 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、当町と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 当町と事業者との責任分担

① 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

② 予測されるリスクと責任分担当町と事業者の責任分担は、原則として次項の

「表：予測されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

③ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当町は優先交渉権者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

(イ) 当町の指示により事業が中止された場合は、優先交渉権者はそれまでに要した金を上限に、当町と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

(3) 所有権の移転

賃貸借期間満了後は、賃貸借対象物件を無償で当町へ譲渡するものとし、事業者は当該所有権移転に必要な手続を行うこと。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		当町	事業者	
共通	募集要項の誤り	○		
	安全性の確保		○	
	環境の保全		○	
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	
	事業の中止・延期	当町の指示によるもの	○	
		当町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
設計段階・計画	不可抗力	○	○	
	物価の変動	○	○	
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○	
建築段階	第三者賠償		○	
	不可抗力	○	○	
	物価の変動	○	○	

		影響のあるもののみを対象とする)		
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	○
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	当町の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	当町の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
支払関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	当町の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、当町の施設運営・業務への障害		○